

第 7 4 3 回教育委員会会議録

平成 2 6 年 3 月 2 5 日、御殿場市教育委員会 3 月定例会を御殿場市役所西館 2 階会議室に招集する。

1. 出席した委員

2 番委員 小見山 司 朗	3 番委員 福 島 東
4 番委員 勝 又 将 雄	5 番委員 岩 瀬 こずえ

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
教育総務課技監	学校教育課長
社会教育課長	学校給食課長
学校教育課副参事	
教育委員会事務局職員	教育総務課副参事
	教育総務課主幹

教育委員長 職務代理人	ご苦労さまでございます。本日は、教育委員長が検査入院により欠席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 2 条第 4 項」により教育委員長職務代理人であります私が、臨時に委員長の職務を代理させていただきます。本日は、委員の過半数が出席しているため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項」により、委員会は成立いたします。
教育委員長 職務代理人	ただ今から、御殿場市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。
開 会 午後 2 時 3 0 分	
教育委員長 職務代理人	本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長 職務代理人	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長 職務代理人	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 3 番福島委員、5 番岩瀬委員にお願いいたします。 次に会期であります、本日 1 日間といたします。
教育委員長 職務代理人	なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしくお願います。 初めに当局から一言お願います。
教育部長	本日はご苦労様です。年度末最後の定例会となりました。本日議案は 4 件となっております。ご審議よろしくお願います。

教育委員長 職務代理者	最初に、御教議第12号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
教育総務課長	<p>それでは、御教議第12号について説明いたします。初めに議案書2ページをお願いします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは、本日お配りした御教議第12号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(案)」をご覧ください。</p> <p>はじめに今回の改正の趣旨についてご説明します。今回の改正は、3月20日の平成26年度人事異動内示に伴い、平成26年度の教育委員会の職員の配置に合わせて、技監の職務を削り、新たに課長補佐の職務を追加するというのが主な内容です。異動の内示から定例会まで5日間しかなかったため、事前にお配りできなかったことをご理解ください。また、この規則の改正の施行日は平成26年4月1日で、前回の2月定例会で来年度の組織機構の改革に伴い改正した規則と同日となるため、前回の改正文に付け加える形を取り、今回の改正部分はゴシック体で示しました。</p> <p>それでは、新旧対照表で説明いたしますので、資料御教議第12号をご覧ください。1枚をめくっていただき、2ページになりますが、第5条第3項ですが、学校教育課に教育指導センターを置き、学校教育課長が教育指導センター所長となることから所長を追加するものであります。</p> <p>次に、同じページの第8条の2の図書館長の職務と第8条の3の技監の職務を削除する改正ですが、図書館長については、第9条の3に移動し、技監については職員の異動に伴い該当する職員がいなくなったため削除するものです。</p> <p>また、3ページになりますが第9条の2は、課長補佐の職に昇格した職員が2名いるため加えるものです。</p> <p>以上が御教議第12号についての説明となります。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ただ今、御教議第12号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p> <p>(質疑なし)</p>
教育委員長 職務代理者	<p>質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ご異議がないようですので、御教議第12号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第13号「御殿場市教育委員会職員職名規則の一</p>

職務代理者	部を改正する規則の制定について」は御殿場市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。
教育総務課長	<p>それでは、御教議第13号について説明いたします。初めに議案書3ページをお願いします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは、本日お配りした御教議第13号「御殿場市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則(案)」をご覧ください。</p> <p>この規則の改正も平成26年度の人事異動の内示に伴い、教育委員会に配属される職員の職名に合わせて改正を行うものです。</p> <p>それでは御教議第13号資料の新旧対照表をご覧ください。左側が従前の表ですが、職員の欄では「技監」と「館長補佐」という職名を削除し、右側の新しい規則では新たに「課長補佐」を加え、「館長」については位置をずらし「課長補佐」の次に移動するものです。</p> <p>また、指導主事・社会教育主事の欄では、「副主幹」を削除し、新たに「主席指導主事」と「主事」を加えるという改正です。</p> <p>なお、この改正におきましても、施行日は平成26年4月1日となっております。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ただ今、御教議第13号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p> <p>(質疑なし)</p>
教育委員長 職務代理者	<p>質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ご異議がないようですので、御教議第13号「御殿場市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案とおりに承認することに決しました。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>次に、御教議第14号「御殿場市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
社会教育課長	<p>それでは、御教議第14号について説明いたします。初めに議案書4ページをお願いします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>御教議第14号資料をご覧ください。2名以外は再任の方です。</p> <p>2番委員 岩澤良充氏は御殿場地区の補充となります。4番委員 土屋共栄委員は、富士岡地区が従前1名だったものを2名体制としたため、1名の増となっております。</p>

教育委員長 職務代理者	ただ今、御教議第14号について内容説明がなされましたが、 本案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長 職務代理者	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご 異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長 職務代理者	ご異議がないようですので、御教議第14号「御殿場市文化財 審議会委員の委嘱について」は、原案とおりに承認することに決し ました。
教育委員長 職務代理者	次に、御教議第15号「平成26年度就学援助について」を議 題とします。 本案については、秘密会といたしますので、関係者以外は退席 願います。
(関係者以外退席)	
(秘密会)	
学校教育長	<p>ただいま議題となりました御教議第15号につきまして、内容 をご説明申しあげます。</p> <p>お手元の平成26年3月定例会議案書、5ページをお開き願 います。</p> <p>最初に議案の朗読をいたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回、認定を付議しますのは、平成26年度就学援助の申し出 がありました新規及び継続の者で、295人となります。</p> <p>これは、前年同期と比較しますと、15人の増となります。</p> <p>今回の付議に先立ち、2月に各中学校区単位で民生委員児童委 員全員にお集りいただき、各学校長が申し出の受付を行いました 個々人について、慎重にご検討いただきました。</p> <p>なお、認定理由は、生活保護世帯で要保護の者8人、準要保護 で児童扶養手当を受給している世帯の者が210人、保護者の職 業が不安定な世帯の者46人、保護者の生活状態が悪い世帯の者 28人となっております。</p> <p>また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故 により、災害救助法の適用を受けている者のうち、住宅が全半壊 等の被災をした世帯の者2人、計画的避難区域の世帯の者1人 となっております。</p> <p>提案するにあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場 市認定要領その他関係法令に基づいておりますので、よろしくご</p>

	<p>審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、担当より説明いたします。</p>
学校教育課 副参事	<p>最初に、配布資料を確認させていただきます。</p> <p>今回、ご用意させていただきました資料は、2種類でございます。</p> <p>ひとつは、資料4平成26年度認定資料で、1ページから3ページが新規申請者一覧表、5ページから67ページが申出書と所得関係等資料、69ページが要保護者の一覧表、70ページから93ページが継続申請者一覧表、95ページ以降が生活保護費計算書等となっております。</p> <p>今回は、資料4を中心に説明をさせていただきます。</p> <p>なお、事前にお配りした、資料5ですが、2月に行いました検討会議にあたり、学校が調査のうえ作成したものでございます。</p> <p>こちらは、必要に応じて使用させていただく予定でございます。</p> <p>資料の過不足等はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「よろしい」との声あり。</p> <p>それでは、資料4平成26年度認定資料をご用意願います。</p> <p>今回の内容説明は、新規申請者につきましては一通り説明させていただきますが、継続申請者につきましては、保護者収入月額に対する生保基準割合が、1.8倍を超えている者についてのみとさせていただきます、1.8倍以下の者につきましては、中学校区ごとの検討会議において、民生委員児童委員の皆様にご検討いただいておりますので、省略させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「よろしい」との声あり。</p> <p>なお、国の生活保護基準が平成26年4月1日付けで改正されることから、算定にあたっては改正後の基準を準用しております。</p> <p style="text-align: center;">「よろしい」との声あり。</p> <p>申請者一覧表の項目は、左から、No、児童・生徒名、各種基準額等、認定要領、特記事項となっております。</p> <p>それでは、1ページの新No.1から、順次、ご説明申し上げます。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ただ今、御協議第15号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(質疑)</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御協議第15号「平成26年度就</p>

職務代理者	学援助ついて」は、原案どおり承認することに決しました。
教育委員長 職務代理者	それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。
(秘密会を解く)	
教育委員長 職務代理者	他に何かございますか。
教育委員長 職務代理者	他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 3月定例会を閉会といたします。 午後3時22分閉会.
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 <div style="text-align: right;"> <u>3番委員</u> <u>5番委員</u> </div>